

青森市電子契約システム導入及び提供業務に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

青森市電子契約システム導入及び提供業務

(2) 業務主体

青森市

(3) 目的

青森市における契約業務について、電子契約システムを導入することにより、契約書を電子化し、市及びシステムを利用して市と契約を締結する者双方の利便性の向上及び業務の効率化を図ることを目的とする。

(4) 業務内容

別添「青森市電子契約システム導入及び提供業務仕様書」のとおり

(5) 契約方法

公募型プロポーザルにより受託候補者を選定し、随意契約により契約を締結する予定である。なお、受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

(6) 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(7) 本業務における提案上限額（令和7年度の業務に要する経費）

1,540,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記提案上限額を超えた場合は、選定しない。

(8) 問い合わせ及び書類提出先

青森市総務部契約課

〒030-8555 青森市中央一丁目2番5号 青森市役所急病センター棟2階

電話番号：017-734-5145

メールアドレス：keiyaku@city.aomori.aomori.jp

※問い合わせ、書類提出等に当たっての注意事項

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは

第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

- (3) 参加申込書提出の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 市税（青森市税又は青森市税が課税されていないものは、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

3 主なスケジュール

No.	内 容	期 日
1	公募開始	令和7年 5月30日（金）
2	質問の受付	令和7年 5月30日（金）から 令和7年 6月 9日（月）午後5時00分まで
3	参加申込書の提出期限	令和7年 6月 9日（月）午後5時00分まで
4	質問書に対する回答	令和7年 6月16日（月）
5	企画提案書等の提出期限	令和7年 6月30日（月）午後5時00分まで
6	審査委員会の開催	令和7年 7月上旬【予定】 ※開催日時等については、プロポーザル参加 申込者に対し、別途通知する。
7	選定結果通知	審査委員会終了後（7月中旬を予定）

※日程については、本市の都合により変更する場合がある。

提出された書類の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

4 実施要領及び仕様書の配付について

青森市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004700/index.html

5 公募型プロポーザル参加等に関する質問の受付

(1) 受付期限

令和7年6月9日（月）午後5時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。（電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。）

(3) 提出先

1の(8)の「問い合わせ及び書類提出先」

(4) 回答方法

①質問に対する回答は令和7年6月16日（月）までに、参加申込書（様式第2号）を提出した者に対して、全項目の回答を電子メールにて送信する。

②ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 公募型プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

①参加申込書（様式第2号） 1部

②法人の概要がわかる資料（会社案内等） 1部

(2) 提出期限

令和7年6月9日（月）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

(4) 提出先

1の(8)の「問い合わせ及び書類提出先」

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①応募申込書（様式第3号） 1部

②企画提案書（任意様式、A4判片面印刷） 正本1部、副本6部

※副本は、企画提案事業者が推測されないよう、社名を明記しないこと。

③誓約書（様式第4号） 1部

④法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（発行日から3か月以内の書類） 1部

⑤営業所が青森市内にある場合は、市民税について未納の税額がないことの証明書（発行日から3か月以内の書類） 1部

⑥見積書（様式第5号） 1部

※令和7年度の業務に要する経費とその内訳を記載すること。見積金額は、本要領1(7)の「本業務における提案上限額」を超えないこと。

※上記経費とは別に、令和8年度以降のシステム利用料（年額）を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

(4) 提出先

1の(8)の「問い合わせ及び書類提出先」

8 公募型プロポーザル参加辞退について

参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退届（様式第6号）を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和7年6月30日（月）午後5時00分まで（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

(3) 提出先

1の(8)の「問い合わせ及び書類提出先」

(4) その他

参加辞退届（様式第6号）の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

9 受託候補者の選定

(1) 審査方法

審査は、青森市職員で構成する「青森市電子契約システム導入及び提供業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。なお、審査にあたっては、評価項目に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、受託候補者を選定する。

(2) 審査委員会

①開催日時

令和7年7月上旬【予定】

※開催日時等については、プロポーザル参加申込者に対し、別途通知する。

②プレゼンテーションの所要時間

1事業者あたり40分程度（企画提案書等に記載された事項についての説明及びデモンストレーション30分程度、質疑応答10分程度）

③機器の準備

プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。パソコン等その他デモンストレーションに必要な機材については、プロポーザル参加者が用意すること。

④注意事項

イ プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

ロ プレゼンテーション参加人数は、1事業者あたり3名までとする。

ハ プロポーザル参加者は、他のプロポーザル参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

ニ 審査当日の追加資料については受理しない。

ホ 正当な理由なく指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 審査項目及び評価内容

提案する事業内容について、審査基準（別記1）に基づき数値（得点）で評価し、受託候補者を選定する。なお、審査委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行ったプロポーザル参加者のうち評価点の合計が最も高いプロポーザル参加者1者を受託候補者として選定する。

また、評価点と同点の場合は、各審査委員の協議により決定するものとする。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合においても、審査委員会における評価の結果、各審査委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該プロポーザル参加者を受託候補者に選定する。

(4) 審査結果の通知

①選定結果については、審査終了後、自己の結果のみをプロポーザル参加者に書面で通知する。

②審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

(5) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、審査委員会の翌日以降に市ホームページにて次の内容を公表する。

①受託候補者の名称及び評価点

②次点以下のプロポーザル参加者の評価点（プロポーザル参加者名は公表しない）

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

①この要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合

②仕様と合致していない場合

③提出書類に虚偽の記載があった場合

④提出書類に不足があった場合

⑤実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

⑥選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑦見積額が本市の提示する業務に係る提案上限額を上回る場合

⑧その他、不正な行為があった場合

10 契約事項

(1) 契約の締結

受託候補者と企画提案書等について協議（協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる）の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、次に評価点が高い者から順に契約締結の協議を行う。

（2）契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、青森市財務規則第134条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

1.1 その他留意事項

- （1）企画提案書等の作成・提出、契約に関する本市との協議に係る費用は全て企画提案事業者の負担とする。
- （2）企画の提案は、1事業者につき1提案までとする。
- （3）提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- （4）提出された企画提案書等は返却しない。
- （5）提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。